

○厚生労働省告示第九十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示

（厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部改正）

第一条 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

(厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正)

第二条 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者(平成二十四年厚生労働省告示第四百十号)の一部を次の表のように改正する。

お 出 発

別表 1

薬剤	番号
(略)	
デュピルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	1515及びび1516
デュピルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	1514
デュピルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	1514
5 デュピルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	1515及びび1516
デュピルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	589、602から605まで、 607、609及びび670
デュピルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	590及びび591
(略)	

お 出 発

別表 1

薬剤	番号
(略)	
デュピルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年6月26日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	1515及びび1516
デュピルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	1514
デュピルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和5年9月25日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	1514
5 デュピルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年2月9日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	1515及びび1516
デュピルマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	589、602から605まで、 607、609及びび670
(略)	

<p>49</p> <p>エゾコラフエニゾ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年5月17日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>1575から1578まで</p>
<p>エゾコラフエニゾ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>983、991、1017及び 1028</p>
(略)	
<p>レポートレクチニゾ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>503</p>
<p>71</p> <p>レポートレクチニゾ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>4、5、13、14、25から 27まで、392から394ま で、403、404、412、 470から472まで、475、 503、524、525、529、 912から915まで、921か ら924まで、929、933、 934、941、942、952、 960、961、969、970、 978、979、995、1002か ら1004まで、1013、 1014、1020、1032、 1042、1044、1050、 1051、1060、1064、 1067、1077、1078、 1084、1089、1090、 1319、1321、1323、 1324、1328、1329、 1332、1333、1335、</p>

<p>49</p> <p>エゾコラフエニゾ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年5月17日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>1575から1578まで</p>
(略)	
<p>71</p> <p>レポートレクチニゾ（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和6年9月24日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>503</p>

		1341、1342、1497、 1502、1503、1548、 1550、1558、1559、 1575、1584、1586、 1621、1677、1682、 1686、1688、1693、 1696、1698、1700、 1704、1705、1709、 1713、1716、1717、 1722、1726、1727、 1735、1738、1743、 1751、1752、1754、 1755、1836から1838ま で、1845から1847ま で、1851、1852、 1856、1863、1864、 1870、1872、1873、 1877、1878、1881、 2473及び2475
(略)		
84	モスnetzバズゾ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。))に限る。)	2002、2003、2016及び 2017
	モスnetzバズゾ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。))に係るものに限る。)	2002、2003、2016及び 2017

(略)		
84	モスnetzバズゾ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量(令和6年12月27日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。))に限る。)	2002、2003、2016及び 2017

	<p>アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年2月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>1335、1336、1341及び1342</p>
85	<p>アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年9月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> <p>アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>2002、2003、2016及び2017</p> <p>470から473まで及び475</p>
(略)		
92	<p>ベネトクラクス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p> <p>ベネトクラクス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>2007、2024及び2025</p> <p>2008及び2024から2027まで</p>
(略)		
128	<p>イネビリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>468、1261から1273まで、1284から1292まで、1465から1474まで、1790から1811まで及び1829から1832まで</p>

	<p>アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年2月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>1335、1336、1341及び1342</p>
85	<p>アテゾリズマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年9月19日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>2002、2003、2016及び2017</p>
(略)		
92	<p>ベネトクラクス（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年3月27日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）</p>	<p>2007、2024及び2025</p>
(略)		
(新設)	(新設)	(新設)

<p><u>129</u></p> <p>ダラツムマゾ (遺伝子組換え) / ボルヒアルロニダーゼ アルファ (遺伝子組換え) (当該薬剤の注意事項等情 報として公表された効能又は効果及び用法又は用量 (令 和7年11月20日に、医薬品医療機器等法第14条第15項の 規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は 用量の変更について承認されたものに限る。)) に係るも のに限る。)</p>	<p><u>2045</u></p>
<p><u>130</u></p> <p>アラムツズマゾ (遺伝子組換え) (医薬品医療機器等法 第14条第15項の規定による承認事項の一部変更の承認の 申請であつて、その申請書に添付しなければならない資 料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であ ると認められる場合その他資料の添付を必要としない合 理的理由がある場合において、その申請者の依頼により 実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省 略して行うことが適当と認められるものとして薬事審議 会が令和7年10月29日に事前の評価を終了したものに係 る効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認さ れたものに限る。)</p>	<p>2007、2024及び2025</p>
<p><u>131</u></p> <p>人乳/グリセロリン酸カルシウム/グルコン酸カルシウ ム水和物/塩化カルシウム水和物/無水クエン酸ナトリ ウム/クエン酸カリウム/リン酸一水素マグネシウム/ 硫酸亜鉛水和物/塩化ナトリウム/硫酸銅及び人乳 (当 該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果 及び用法又は用量 (令和7年12月22日に、医薬品医療機 器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る 。)) に係るものに限る。)</p>	<p>全ての番号</p>
<p><u>132</u></p> <p>セピアテリン (当該薬剤の注意事項等情報として公表 された効能又は効果及び用法又は用量 (令和7年12月22 日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承 認されたものに限る。)) に係るものに限る。)</p>	<p>1661から1664まで</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

133	ボランジゼニゾ クエン酸水和物（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年9月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	4、5、13、14、25から27まで、1316、1319及び1321	(新設)	(新設)	(新設)
134	タズラキソフズゾ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	1983	(新設)	(新設)	(新設)
135	ベランタマゾ マホドチン（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年5月19日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	2037、2044及び2045	(新設)	(新設)	(新設)
136	タフテジタマゾ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	2031	(新設)	(新設)	(新設)
137	アミバンタマゾ（遺伝子組換え）／ボルヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の注意事項等情報として公表された効能又は効果及び用法又は用量（令和7年12月22日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。））	493から495まで、505及び515	(新設)	(新設)	(新設)

附 則

この告示は、令和八年三月十八日から適用する。